

国民健康保険税の納付について

国民健康保険制度は、加入者が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるようお互いに助け合う制度で、保険税は医療費を支える大切な財源です。市の国民健康保険の医療費は過去5年間で約1・3倍に増加しています。引き続き、保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。

保険税の納付方法

国民健康保険税は、前年の所得などに応じて、世帯ごとに1年間の保険税を算定し、世帯主宛てに納税通知書などを7月中旬に郵送します。

▼昨年度から特別徴収

(年金天引き)の世帯

「国民健康保険税特別徴収決定通知書」を郵送します。

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回)

対象

世帯主が年金受給者で、つぎの要件のすべてに該当する世帯

①世帯主が国民健康保険加入者の世帯

②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満

満の世帯

③世帯主の年金受給額が年額18万円以上の世帯

④介護保険料と保険税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない世帯

▼新たに10月から

特別徴収になる世帯

「国民健康保険税特別徴収額決定通知書」と「国民健康保険税納税通知書」の2種類をそれぞれ郵送します。

納期

7月・8月・9月は普通徴収

(窓口払い・口座振替)

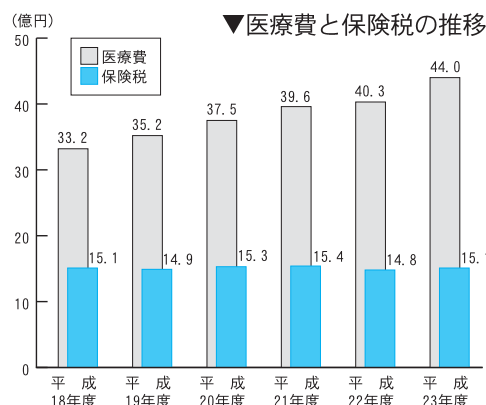
10月・12月・翌年2月は

特別徴収(年金から天引き)

7月・8月・9月

普通徴収 (窓口払い・口座振替)			特別徴収 (年金から天引き)		
7月	8月	9月	10月	12月	翌2月
保険税の2分の1			保険税の2分の1		
平成24年度の保険税の総額					

▼医療費と保険税の推移



▼普通徴収

(年金天引き以外)の世帯

「国民健康保険税納税通知書」を郵送します。

納期 7月から翌年2月までの毎月(計8回)

納付方法 「国民健康保険税納税通知書」により最寄りの金融機関などで納付をお願いします。

※納付には、納め忘れのない「口座振替」が便利です。金融機関に国民健康保険税納税通知書、通帳、届出印を持参して、手続きを行ってください。

※年度途中で世帯内の国民健康保険加入者に異動がある場合などは、特別徴収とあわせて普通徴収もお願いすることがあります。

国民健康保険への加入や脱退の手続き

国民健康保険への加入や脱退には、手続きが必要です。

加入の手続きが遅れた場合でも、加入資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになります。

また、脱退の手続きが遅れて国保の被保険者証を使ってしまうと、国保が負担した医療費を返さなければならず、保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうことになります。

国民健康保険への加入や脱退の手続きなどの詳細については、保険年金課にお問い合わせください。

高齢受給者証の更新について

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者には、自己負担割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。医療機関に受診するときは、「被保険者証」と「高齢受給者証」を窓口に提示してください。「高齢受給者証」の定期更新は毎年8月です。前年の所得に応じて自己負担割合の判定を行い、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、内容をご確認ください。

対象		70歳以上75歳未満(70歳の誕生月の翌月1日から適用)	
更新		毎年8月1日	
		基準	負担割合
区分	現役並み	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる人	3割
	一般	上位所得・低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人	1割 ※印参照
	低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保加入者の全員が非課税である世帯の人	
	低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保加入者の全員が非課税で、その世帯の各所得が0円の人(年金収入の場合は80万円以下の人)	

※高齢受給者証には、「2割(平成25年3月31日まで1割)」と表示されます。

保険税の内容

保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3区分から成り立ち、税額は世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。

なお、世帯主が国民健康

保険以外の加入者の場合でも、世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、擬制世帯主（みなし世帯主）として、納税義務者となります。

納付方法の変更

特別徴収から口座振替（本人または親族などの口座に

[保険税の内容]

区 分	内 容	税 率 な ど
医療給付費分	国民健康保険加入者の医療費の費用に充てられます	所得割(8.1%)世帯の加入者の所得の合計 資産割(30.0%)世帯の加入者の資産の合計 均等割(1人あたり17,000円) 平等割(1世帯あたり15,000円) 賦課限度額 50万円
後期高齢者支援金分	0歳～74歳までの人が負担する後期高齢者医療制度への支援分です	所得割(1.8%)世帯の加入者の所得の合計 均等割(1人あたり9,900円) 賦課限度額 12万円
介護納付金分	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)を対象とする介護保険分です	所得割(1.0%)世帯の対象者の所得の合計 均等割(1人あたり8,400円) 賦課限度額 10万円

※世帯の保険税は、国民健康保険に加入する人の前年の所得や固定資産税額を基礎として算定します。

※16歳以上の国民健康保険加入者全員の所得の申告がないと、保険税の軽減制度の適用が受けられないほか、高額療養費の自己負担割合が正しく判定されない場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

納付方法を変更できます。これまでの保険税の支払い方法により手続きが異なりますので、保険年金課にお問い合わせください。

非自発的失業者の 保険税軽減制度

国民健康保険加入者で解雇や雇い止めなどの特定の理由により、離職した人は保険税の軽減を受けることができます。軽減制度の利用を希望する人は、保険年金課にお問い合わせください。

対象 下記の要件すべてに該当する人

① 離職日が平成23年3月31日以後の人

② 離職日時点での年齢が65歳未満の人

③ 雇用保険受給資格者証の交付を受け、離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの人

軽減内容 保険税を算定するときに、離職した人の前年の給与所得を1000分の30とみなし、保険税を算定します。

限度額適用・標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証の手続きを忘れずに！

国民健康保険加入者で入院または外来診療により高額な医療費がかかる人は、「限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)」を事前に医療機関の窓口提示すること、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

これらの「認定証」は申請により交付されます。申請を希望する人は、保険年金課で手続きを行ってください。

なお、「認定証」の有効期限は毎年7月末までです。既に「認定証」を持っている人は、忘れずに更新手続きを行ってください。

※保険税に滞納があると交付できない場合があります。

▼自己負担限度額

自己負担限度額は、「認定証」を必要とする人の年齢や所得区分などによって、それぞれ異なります。詳細については、保険年金課にお

申請・更新手続きの対象者

○入院または外来診療により高額な医療費がかかる人でまだ「認定証」を持っていない人

⇒申請手続きが必要です。保険年金課で申請手続きを行ってください。

○既に「認定証」を持っている人

⇒有効期限は毎年7月末までです。保険年金課で更新手続きを行ってください。

問い合わせください。

▼申請・更新手続きに必要な物

○国民健康保険被保険者証

○本人確認できるもの(免許証、パスポートなど)

○印鑑

※本人・同居の家族以外の人申請するときは委任状が必要です。